大阪歯科
保険医新聞
2/25
2008年第969号
（毎月5、15、25日発行）
大阪府歯科保険医協会
発行人　志岐　敬
大阪市浪速区幸町1-2-33
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

歯科医療を制限する「管理」路線を撤回し、新設・改廃項目の論拠を示せ

吉田裕志社保研究部長が談話

08年4月から実施される診療報酬改定内容が答申された。

協会が厚労省に要求してきた、初再診料引き上げや文書提供の要件緩和、新規技術の保険導入などが一部取り入れられたことは評価するが、あまりにも点数が低すぎる。また、新設や改廃された項目の根拠も不明確である。厚労省は、エビデンスを明確にし、論議の過程を詳しく示すべきである。算定要件でも、歯科衛生士の配置や医療機器の設置を条件づけたり、新たな治療指針（ガイドライン）による強引な管理指導路線が敷かれている。これに乗れない医院を保険診療から閉め出し選別淘汰する仕掛けである。診療報酬本体の改定率は、公称0・42％だがプラスになるという実感が持てない。

医学管理料では、P管理・口腔指などが廃止され「歯科疾患管理料」に無理やり一本化された。今までは患者の主訴に沿って疾患別に指導管理ができていたが、これからは、1口腔単位で全ての疾患を患者に明示して、治療するのか否かを尋ねて、同意を得るシステムに変わった。管理計画の「あり」、「なし」のグループに患者を分けることになり現場に混乱をもたらす。

歯周治療には、「病状安定期治療」を治癒に導く過渡期の治療として新設したが、中等度以上という制限がある上に1月あたり150点という低点数である。しかも、3年間で給付が打ち切られる。疾患の個別性や患者の個体差を無視した年限制である。

有床義歯の調整指導は、新製から1年以内を3つの時期に区分し「管理」の考え方が強調されている。特に「有床義歯長期管理料」は長期管理とは名ばかりで、現行の調整料と同じ1月あたり、わずか60点で賄わせている。そして、1年超の調整指導料の扱いは不明のままである。

歯周治療と有床義歯調整の改変は、日本歯科医学会が改定したガイドライン・治療指針に基づいている。現行のガイドラインは審査や個別指導の現場では、査定するためのルールとして運用されている。医科のように、ガイドラインはあくまで治療の参考にとどめるべきである。

往診に至っては訪問診療料に初再診を包括するという荒業まで使い、さらに、「在宅支援歯科診療所」という新たな施設基準の足かせをはめて算定制限をしてきた。

その他、包括化を名目に、固有の治療行為の評価を減らしている。初再診料にラバー加算や歯肉息肉除去術を含めたり、充填から研磨までを一括りにするなど、医療費全体を引き下げながらオンライン化の準備を整えつつある。

包括評価は、術者と患者の双方にとっては分かりにくい体系である。やはり、出来高払による個別の評価に戻すべきである。

以上、今回の改定は、患者の求める歯科医療の質を確保し、医療機関の窮状を改善するには程遠い。協会は、診療報酬の引き上げ・総枠拡大を求めながら、治療費の心配なく、いつでも、どこでも安心して歯科医療にかかれる制度の実現に向けて一層運動を強めたい。

（主な点数の変更点）

現　行	点数		改定後	点数
歯科初診料	180	→		182
再診料	38	→		40
歯科口腔衛生指導料	100	→	歯科疾患管理料	
歯周疾患指導管理料	80		1回目	130
歯科疾患総合指導料	130・110		2回目以降	110
歯科疾患継続管理	100			
診断料				
歯科疾患継続指導料	120			
（新設）			歯周病安定期治療	
			1年以内	150
			1年超2年以内	125
			2年超3年以内	100
新製義歯指導料	100	→	新製有床義歯管理料	100
新製義歯調整料	120		（装着1月内2回）	
有床義歯調整料	60	→	有床義歯管理料	70
			（装着1月超～3月）	
			有床義歯長期管理料	60
			（装着3月超～1年）	
ラバー加算	10	→		廃止
歯肉息肉除去術	54	→		廃止
（新設）			テンポラリークラウン	30
			支台築造印象	20

社保研究部

改定書籍を順次発行

会員には無料で1冊お届け

協会の社保研究部は、08年改定にともなう書籍の発行をこれまでに決めた。会員の先生方には、『2008年改定の要点と解説』（A4判）、『歯科点数早見表（2008年4月版）』（B5判）、『歯科保険診療の研究（2008年4月版）』（A4判）を順次お届けする。

『2008年改定の要点と解説』は、変更内容を中心に解説しており、点数説明会ではこれをテキストに説明する。3月末までにお届けする。

『歯科点数早見表』は、改定された点数を先生方が手元で確認できるようにコンパクトにまとめ、ブリッジの保険適用一覧を付けている。3月末までにお届けする。

『歯科保険診療の研究』は、項目ごとに解説と症例を掲載している。最初の請求に役立てていただけるように、4月末にお届けする。

第11回理事会

3/23に中央改定説明会

会員が参加しやすい形態に

協会は9日の第11回理事会で、診療報酬改定の会員向け中央説明会を3月23日に開くこと、かなり大幅な改定であることから、この新点数説明会を組織拡大の絶好の機会として入会を追求すること、会員の参加しやすい形態にすることなどの対応を決めた。

1月24日に発表された、検討されている改定案は、現場にそぐわない〝総合管理〟の押し付けであり、技術進歩を反映した基礎点数の改善が急務だとする協会政策部長談話は、業界紙で取り上げられた。

13日頃の答申が予定されている中医協の改定点数は、「全国保険医新聞」で会員に知らせ、社保研究部長談話を「歯科保険医新聞」に掲載することにした。

点数説明会に先立って、昨年から地区で連続して開いている〝診療報酬と審査・指導〟の会員学習会は、理事会までに4会場で開いてきた。2月10日は全地区を対象にした学習会とし、その後も2会場で開く。

会務運営では、1月に開かれた保団連第41回大会で、山上紘志氏が副会長に、矢部あづさ氏が理事に選出されたことが報告された。

地区説明会の日程決まる

協会の全地区と社保研究部・政策部は、08年診療報酬改定・地区説明会の日程をこれまでに決めた。（4面に一覧）

新点数説明会は、3月23日に御堂会館（中央区）で開かれる中央点数説明会を皮切りに、5月10日まで、府下11カ所の会場で開く。

各説明会とも、参加費は会員無料、未入会者・会員院所に勤める勤務医）は1万円。

なお、各会場には定員が設けられている。予約なしで来られた場合、入場をお断りする場合があるのでご注意願いたい。

PR増刷号

未入会員の先生に、この新聞をお送りするに際し、社会保険事務局・各種名簿などにより情報を取得致しました。当会が取得している個人情報につきましては、①ご入会のご案内②当会の新聞の配布③講習会などのご案内④各種共済制度のご案内――に利用し、これら以外で利用することはありません。なお、この件につきまして、「今後の郵送を断わる」などの申し出がございましたら当協会事務局（℡06―6568―7731）・組織部までご連絡ください。

今号は大阪府下の全歯科開業医の先生方にお送りしています。この機会にぜひ協会にご入会下さい。ご入会、協会の概要については、組織部までお気軽にお問い合わせ下さい。

歯界

診療報酬改定の点数の主な内容が公表された。プラス改定とはいえ、包括化が進んでおり、実際はマイナスになっている部分が多いと考えられる。

支台築造やテンポラリークラウンなど、協会が求めてきたものが点数評価されたことは好感がもてる。先進医療技術の保険導入も改善点の一つと思うが、現実的に採算が合うものが少ない。

一方世間では、中国からの輸入食品から毒性薬物が検出されるなど、最近食の安全が取り沙汰されている。また、歯科技工物も中国で作られる物が多くなってきた。安い値段で購入できるが、金属の材質や、技工士が作っているかどうかなどの疑問点が残る。このような海外技工物などの影響で、歯科の根底を支える歯科技工士の生活が危ぶまれている。

この間の協会および保団連の運動によって、歯科診療報酬の改善も少しずつ進んでいる。その力となるものは、患者および院長の署名など国民の声である。

各種相談室

専門家がおこたえします

法律相談

【日　時】3月3日(月)午後2時～4時
【相談者】河村武信弁護士

雇用相談

【日　時】3月13日(木)午後2時～4時
【相談者】桂好志郎社労士

税務相談

※税務相談は今月お休みします。

相談料は無料、会場は保険医会館1Fです。事前予約制で、1週間前に締め切ります。